

可児市 避難所運営マニュアル指針 「新型コロナウイルス感染症対策編」

第 1 版 令和 2 年 5 月 2 9 日

目 次

1. 事前対策

1-1	住民への広報	P	1
1-2	資機材の備蓄	P	1
	① 資機材の準備		
	② 備蓄品の拡充		
1-3	避難所不足への対応	P	2
1-4	避難所のレイアウト作成	P	2
1-5	感染者等の避難方法の具体化	P	3
1-6	発熱や体調不良のある方への対応	P	3
1-7	感染者が確認された場合の検討	P	3
1-8	避難所の設営に係る役割分担	P	3
1-9	避難所運営マニュアルに沿った訓練の実施	P	3

2. 初動期の対応（発災後24時間）

2-1	居住スペース、専用スペースの設置	P	4
2-2	「事前受付」の設置	P	4

3. 展開期以降の対応

3-1	運営の留意点	P	6
	① 予防		
	② 感染者が確認された場合		
	③ 長期の避難所生活への対応		
3-2	専用スペースにおける運営の留意点	P	7
3-3	避難所運営スタッフの健康管理	P	7
	チェックリスト	P 8～P 13	

（様式）

【様式-避難2】 避難者カード兼人数確認票

【様式 - 新型コロナウイルス感染症対策編 記入様式1】 健康状態チェックカード

【様式 - 新型コロナウイルス感染症対策編 記入様式2】 体調チェック表

（資料）

【様式 - 新型コロナウイルス感染症対策編 資料1】 住民へのチラシ

【様式 - 新型コロナウイルス感染症対策編 資料2】 避難所(体育館)スペースの比較

【様式 - 新型コロナウイルス感染症対策編 資料3】 避難所(体育館)のレイアウト(例)

【様式 - 新型コロナウイルス感染症対策編 資料4】 学校における専用スペース運用(例)

【様式 - 新型コロナウイルス感染症対策編 資料5】 事前受付のレイアウト(例)

【様式 - 新型コロナウイルス感染症対策編 資料6】 物品支給のレイアウト(例)

【様式 - 新型コロナウイルス感染症対策編 資料7】 避難所入所者への注意喚起ポスター

はじめに

令和2年4月16日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が全国に拡大され、岐阜県は特に重点的な対応を進める特定警戒都道府県に位置付けられました。

こうした状況において、災害が発生し、避難所を開設、運営をするにあたっては、密閉、密集、密接の3つの密を避ける等、新型コロナウイルス感染症対策を徹底する必要があります。

本マニュアルは、岐阜県避難所運営ガイドライン「新型コロナウイルス感染症対策編」を基に、可児市避難所運営マニュアルを補完するものとして位置づけ、可児市指定避難所での新型コロナウイルス感染症対策の指針を示すものです。

第1章 事前対策

1-1 住民への広報【様式 - 新型コロナウイルス感染症対策編 資料1】

- ・住民が避難する前に準備、検討することを事前に周知

- ・避難とは、難を避けること、つまり安全を確保することであり、まずは自宅の災害の危険性を確認し、自宅で居住が継続できる場合は自宅避難も検討
- ・避難所以外への避難を検討（親戚や友人の家、宿泊施設、自宅における垂直避難等）
- ・マスクや石鹼（消毒液）、体温計、タオル、スリッパ、ビニール手袋等を準備し持参
- ・服薬している薬や体調管理のためのサプリメント等を準備し持参
- ・受付時の混雑を避けるため、受付時に記入する「避難者カード兼人数確認票」「健康状態チェックカード」を自宅で記入し持参してもらうことを周知
- ・持参されない方は、避難所での受付時には健康状態の確認のため、「健康状態チェックカード」の記入に協力してもらうことを周知

※1 「避難者カード兼人数確認票」を広報誌に折り込み各戸配布

※2 「避難者カード兼人数確認票」「健康状態チェックカード」を市HP上で公開

- ・避難所の感染症対策（2m間隔の確保等）の周知
- ・避難警戒レベル情報を基に早期避難を徹底するよう周知

1-2 資機材の備蓄

① 資機材の準備

- ・受付時等に避難者の体温を測るため、体温計（接触型・非接触型）の配置
- ・パーテーション等の配置

② 備蓄品の拡充

- ・マスク、石鹼、アルコール消毒液、アルコール除菌ウェットティッシュ、ビニール手袋等
- ・マスクが確保できない場合、キッチンペーパーやタオル等の代用品
- ・手すり、ドアノブ等の共有部分に使用する消毒液
- ・避難所の区割りに使用するポール（2m程度）と養生テープ
- ・感染症発生に備えてゴーグル、フェイスガード、使い捨て手袋、防護服

1-3 避難所不足への対応【様式 - 新型コロナウイルス感染症対策編 資料2】

- ・指定避難所では、体育館のほか会議室・教室等の活用を検討
- ・災害の規模や感染症の流行の状況により、1次避難所だけでなく、2次・3次避難所を同時に開設することを検討
- ・要配慮者の避難先として、宿泊施設(旅館・ホテル)等の活用を検討
- ・市内で避難所が不足する事態に備え、広域避難を検討
- ・エコノミークラス症候群による災害関連死を防ぐため、車中泊は推奨しない
ただし、車中泊を希望する世帯が多数現れることが想定されるため、車中泊に備えた場所の確保を検討(できるだけ避難所スタッフの目の届く場所が望ましい)
- ・また車中泊者に対し、適度な運動・水分摂取などの注意喚起を行う
- ・必要に応じて可茂県事務所・可茂保健所等に相談を行う

1-4 避難所のレイアウト作成【様式 - 新型コロナウイルス感染症対策編 資料3】

- ・占有場所の2m間隔を確保するレイアウトを作成
 - ・体育館だけでなく、会議室・教室等を活用した「居住スペース」の分散化を検討
- ・トイレ、洗面所、洗濯場や携帯電話の充電場所等では、密集にならない運用が重要
 - ・学校で教室を活用する際は、机や椅子の移動、児童生徒の私物の扱い等の配慮が必要
- ・発熱や体調不良のある方を早期発見できるよう、避難者の体温・体調のチェックを行う「事前受付」と、避難者の入所受付等を行う「総合受付」をそれぞれ設ける
 - ・「事前受付」は、正面玄関等の近く、または屋外に設けること
 - ・「総合受付」は、「居住スペース」となる体育館等の入口前等に設けること
 - ・発熱や体調不良のある方の「専用スペース」を設置。専用スペースは個室が望ましいが、複数人数を会議室・教室等に収容する場合はパーテーション等を設け感染防止を図る
- ・専用スペースには、専用トイレを確保することが望ましい。簡易トイレ(段ボールトイレ・トイレ用袋等)の設置も検討
 - ・飛沫感染防止のため、パーテーションの高さは2m程度を確保
 - ・専用スペースには、家族用の待機スペースも確保し、その場合は、発熱等の方と別部屋にすることが望ましい
- ・パーテーション等は、発熱や体調不良のある方の「専用スペース」での利用を優先するが、居住スペースにおいても積極的に利用
 - ・専用スペースと居住スペースの動線を分け、分離したレイアウトを検討し、すべての動線は交差を避け一方通行とする
 - ・トイレ、洗面所、洗濯所等についても、専用スペースと居住スペースで動線を完全に分離する

1－5 感染者等の避難方法の具体化

- ・自宅療養者(感染者)や自宅待機者(濃厚接触者等)の避難先や方法等を含めた避難方針については、可茂保健所・医師会と協議を行い、具体化する
- ・自宅療養者や自宅待機者から避難方法について問い合わせがあった場合は、災害対策本部から可茂保健所へ問い合わせ、避難方法の確認をすること

1－6 発熱や体調不良のある方への対応

- ・指定避難所においては、会議室・教室等を活用し「専用スペース」の設置を検討
 - ・発熱や体調不良のある方の「専用スペース」は、個室・パーテーション等で仕切られた部屋とすること
 - ・発熱や体調不良のある方について、医療機関の受診等のための手順を医療関係者の協力体制を含めマニュアル化
 - ・短期間の避難所開設時に、避難者に発熱や体調不良者が発生した場合は、健康増進課・可茂保健所へ連絡し、対応方法を検討すること
- (※避難所の開設が長期間に及ぶことが考えられる場合は、保健師職員による巡回を行う)

・医療機関の受診等までの間、専用スペースで待機

1－7 感染者が確認された場合の検討

- ・感染者が確認された場合に備え、保健所と連携の上、消毒方法やその範囲、その他避難者の移動先等を事前に検討

1－8 避難所の設営に係る役割分担

- ・避難所の開設や運営に係る市、地域住民、施設管理者等の役割分担については「可児市避難所運営マニュアル指針」P9「5. 避難所運営組織の立ち上げ」に記載の通りとする

1－9 避難所運営マニュアルに沿った訓練の実施

- ・本マニュアルに沿い、新型コロナウイルス感染症対策型の避難所運営訓練を、市避難所担当職員・施設管理者・地域住民で実施する
- ・避難所運営訓練の実施時は、適宜岐阜県へ訓練の様子等の報告を行う

第2章 初動期の対応（発災後24時間）

2-1 居住スペース、専用スペースの設置【様式 - 新型コロナウイルス感染症対策編 資料4】

- ・事前に定める避難所開設者（市職員、施設管理者等）は、早めに避難所を開設
- ・避難所開設時の人員は、3名以上配置することに努める
（「事前受付」1名・「総合受付」1名・スペースの準備 1名）
- ・事前に検討したレイアウトを基に、ポール（2m程度の棒）や養生テープ等を使用し、居住スペースや専用スペースを設置

- ・避難者が居住スペースに入る前には、2m間隔を養生テープ等で示しておく
- ・トイレ、洗面所、洗濯場や携帯電話の充電場所等は、密集にならない運用が重要
- ・「専用スペース」には、パーテーション等を設置

- ・発熱や体調不良のある方を完全分離

- ・トイレや洗面所等も含めて居住スペースと専用スペースの分離を確認
- ・居住スペースと専用スペースの動線が交わらないことを確認。また、動線は一方通行が望ましい

- ・パーテーション等は、発熱や体調不良のある方の「専用スペース」での利用を優先するが、少しでも多くの方が避難できるよう居住スペースにおいても積極的に利用

2-2 「事前受付」の設置【様式 - 新型コロナウイルス感染症対策編 資料5】

- ・避難者の健康状態を確認するため、避難所建物内のエントランスの近く、または屋外に「事前受付」を設置

- ・避難所開設と同時に「事前受付」を設置し運営
- ・アルコール消毒液を設置し、屋外設置時は必要に応じてテントを設営
- ・体育館に接続する廊下を「事前受付」の場所とすることも検討
- ・避難者のマスク常用、手洗い（消毒）を徹底

- ・発熱の有無や問診により体調不良を確認

⇒ 避難者が持参した「健康状態チェックカード」を確認

⇒ 持参されない方については「事前受付」で記入してもらうこと

- ・非接触型の体温計が望ましい
- ・接触型の体温計を使用する場合、感染防止のため毎回消毒を実施
- ・検温するスタッフは、マスクの着用を厳守し、手袋、エプロン等の使用も検討

- ・事前受付で行う体調確認の結果により、専用スペース又は居住スペースへ誘導

⇒ 発熱や体調不良のある方は、「専用スペース」へ誘導

⇒ 発熱や体調不良のない方は、「居住スペース」へ誘導

- ・避難者自らが移動できるよう、案内看板や養生テープ等を用意
- ・発熱や体調不良のある方は、診察が必要であるため市災害対策本部と連携し、事前に検討した医療機関等への搬送
- ・医療機関等へ搬送するまでの間、専用スペースで待機

- ・ 事前受付の設営前に、避難者が居住スペースに入った場合は、改めて 2 m 間隔の区割りを行うとともに、各避難者の体温と体調を確認

・ 体育館に接続する廊下を使用する等、改めて事前受付を実施

第3章 展開期以降の対応

3-1 運営の留意点

① 予防

- ・ 事前受付を継続し、避難所に人の出入りがある毎に、体温と体調を確認
- ・ 衛生環境について指導する衛生班を避難者(住民)の中から配置
- ・ 保健師や衛生班の定期的な巡回により、避難所内や車中泊等のすべての避難者の健康管理を徹底
- ・ トイレ、洗面所、洗濯場や充電場所等では、密集にならない運用が重要【様式 - 新型コロナウイルス感染症対策編 資料6】
- ・ 避難者の相談窓口を開設し、ストレス等の心のケアを実施

・ 電話やSNSの活用を検討

- ・ 避難者に体調チェック表を配付し毎日体温と体調を確認(1日3回)【様式 - 新型コロナウイルス感染症対策編 記入様式2】
- ・ 発熱や体調不良のある方が発生した場合は、事前に検討した手順により、保健師等と連携し医療機関を受診
- ・ ポスターやチラシ、呼びかけにより避難者の感染症防止のための運営上の留意点を周知【様式 - 新型コロナウイルス感染症対策編 資料7】

【個人の留意点】

- ・ 前後左右2m程度の距離を確保
- ・ 手洗い、マスク常用(睡眠中でもできる限り)、毎日の体温・体調を確認(ドアノブ等の共有部分に触れた後は、特に手洗いを徹底)
- ・ 避難所にいる方全員が検温を実施し、体調を確認
- ・ 飛沫感染を最小限にするため、居住スペース以外で食事をとらない

【避難所の留意点】

- ・ アルコール消毒薬を各入口やトイレ等に設置
- ・ 30分に1回以上、数分間程度、窓を全開する定期的な換気の実施
- ・ 手すり、ドアノブ等の人が接触する共有部分は1日最低1回消毒
- ・ トイレや洗面所は、1日最低1回の清掃及び消毒
- ・ 物品や食事の配給時は、一度机に置くこと等による接触感染を回避
- ・ ゴミは家族で管理し、密閉して廃棄

② 感染者が確認された場合

- ・ 事前に検討した内容を踏まえ、災害対策本部・保健所の指示に従い、消毒やその他の避難者の移動等を実施

③ 長期の避難所生活への対応

- ・ 地域住民、ボランティアと協力して、長期的な避難所レイアウトを検討

3-2 専用スペースにおける運営の留意点

- ・専用スペースは、個室が望ましいが、部屋を分けられないときは、パーティション等でスペースを区分けし設置し飛沫感染の対策を行う
- ・発熱や体調不良のある方の看護は、市保健師職員や保健所からの派遣職員など、できるだけ限定した人員で実施する

3-3 避難所運営スタッフの健康管理

- ・市職員・施設管理者・地域住民・ボランティアなど、避難所運営にあたるスタッフは、定期的に各自の健康状態（発熱、咳、発疹、嘔吐、下痢など）を確認し、症状がある場合は避難所運営代表者へ速やかに報告するとともに、症状が改善するまで健康状態に問題のないスタッフと交代する
- ・交代のできる人員に不足が生じた場合は、市災害対策本部へ連絡し、応援人員の要請を行う。

(参考)

内閣府 R2.4.1 避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について

内閣府 R2.4.7 避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について

人と防災未来センター R2.4.23 避難所開設での感染を防ぐための事前チェックリスト

岐阜県 R2.5 岐阜県避難所運営ガイドライン「新型コロナウイルス感染症対策編」

チェックリスト

第1章 事前对策

新型コロナウイルス感染症対策としてすべきこと		可児市避難所 運営マニュアル指針 参考ページ
	住民への広報	
1	□住民が避難する前に準備、検討することを事前に周知 (チラシ、ホームページ、SNS、コミュニティFM) 【様式 - 新型コロナウイルス感染症対策編 資料1】 ➤避難とは、難を避けること、つまり安全を確保することであり、まずは自宅の災害の危険性を確認し、自宅で居住が継続できる場合は自宅避難も検討 ➤自助の備えとして、親戚や友人の家、宿泊施設、自宅の垂直避難（在宅避難）等避難所以外への避難を検討 ➤避難に備えて不足が予想されるマスク、石鹼(消毒液)、体温計、タオル、スリッパ、ビニール手袋等は、各自で準備し持参 ➤服薬している薬やサプリメント等を準備し持参 ➤受付時の混雑を避けるため、避難所の受付時に記入する「避難者カード」「健康状態チェックカード」を事前に記入【様式 - 避難2】 ➤未記入の方は、受付時に健康状態の確認のため、「健康状態チェックカード」の記入に協力してもらうことを周知	—
	□避難所の感染症対策（2m間隔の確保等）の周知	—
	□避難警戒レベル情報を基に、早期避難を徹底するように周知	—
	資機材の備蓄	
2	【資機材の準備】 □非接触型の体温計の準備	—
	□パーテーション、間仕切り、簡易テント、段ボールベッドの準備 ➤避難所生活環境確保事業費補助金の活用	—
	□扇風機等換気用機材の活用を検討 ➤岐阜県冷凍空調設備協会との協定の活用	—
	【備蓄品の拡充】 □マスク、石鹼、アルコール消毒液、アルコール除菌ウェットティッシュ、使い捨てゴム手袋、フェイスガード等を用意 ➤マスクが確保できない場合に備えキッチンペーパーやタオルを用意 ➤ウェットティッシュ(アルコール・おしりふき)等も用意	—
	□手すり、ドアノブ共有部分に使用する次亜塩素酸ナトリウム等の消毒液を用意	—
	□避難所の区割りに使用するポール(2m程度の棒)と、スペースを明示する養生テープを用意	—
	□感染症発生に備えてゴーグル、使い捨てゴム手袋、防護服(代用品：レインコート)、フェイスガード等を用意	—

避難所不足への対応【様式 - 新型コロナウイルス感染症対策編 資料2】		
3	□指定避難所では、体育館のほか会議室・教室等の活用を検討 ➤感染者発生の被害を最小限に留めるため、できる限り多くの部屋を用意	P3, 13
	□要配慮者の避難先として、宿泊施設（旅館・ホテル）等の活用を検討 ➤各避難所で要配慮者用スペースが確保できるか確認し避難場所を検討 ➤心臓病や基礎疾患等の重症化するおそれがある方の避難先を検討	—
	□市内で避難所が不足する事態に備え、広域避難を検討 ➤近隣市町村の協力を事前に確認	—
	□車中泊は推奨しないが、増えることが想定されるため、車中泊に備えた場所の検討 ➤指定避難所付近のグラウンドや、大型駐車場の一時的な活用を地域住民とともに検討 ➤車中泊者に対し、適度な運動・水分摂取などの注意喚起を行う	P5, 22
	□必要に応じて可茂県事務所・可茂保険所等に相談	P20
避難所のレイアウト作成【様式 - 新型コロナウイルス感染症対策編 資料3】		
4	□占有場所の2m間隔を確保するレイアウトを作成	—
	□体育館だけでなく、会議室・教室等を活用した「居住スペース」の分散化を検討 ➤使用するトイレ、洗面所、洗濯場や携帯電話の充電場所等では、待機中に3つの密にならない運用が重要 ➤学校において教室を活用する際は、机や椅子の移動、児童生徒の私物の扱い等の配慮が必要	P3, 13
	□発熱や体調不良のある方を早期発見できるよう、避難者の体温・体調のチェックを行う「事前受付」を避難所建物内のエントランス近く、または屋外に設置	—
	□避難者の入所受付等を行う「総合受付」を「居住スペース」となる体育館等の入口前に設置	—
	□発熱や体調不良の方の「専用スペース」を設置。個室が望ましいが、複数人数を会議室・教室等に収容する場合はパーテーション等を設け感染防止を図る ➤専用スペースには、専用トイレを確保することが望ましい。簡易トイレ（段ボールトイレ、トイレ袋等）の設置も検討 ➤飛沫感染防止のため、パーテーションの高さは2m程度を確保 ➤専用スペースには、家庭用の待機スペースも確保し、その場合は発熱等の方と別部屋にすることが望ましい	—
	□パーテーション等は、発熱や体調不良のある方の「専用スペースでの利用を優先するが、「居住スペース」でも積極的に活用 ➤避難所生活環境確保事業費補助金の活用	—
	□「専用スペース」と「居住スペース」の動線を分け、分離したレイアウトを検討し、すべての動線は交差を避け、一方通行とすることが望ましい ➤トイレ、洗面所、洗濯場や携帯電話の充電場所等への動線も配慮	P13, 49

5	感染者等の避難方法の具体化	
	☐ 自宅療養者（感染者）や自宅待機者（濃厚接触者等）の避難先や方法については、可茂保健所・医師会の指示を仰ぐ ➤ 発災時は原則、指定避難所へ避難しない	—
6	発熱や体調不良の方への対応	
	☐ 指定避難所においては会議室・教室等を活用し、「専用スペース」を設置 ➤ 発熱や体調不良の方のため、会議室・教室等の部屋数・大きさを事前に把握 ➤ 使用する会議室・教室等の優先順位を設定	P3, 21
	☐ 発熱や体調不良のある方の「専用スペース」は、個室やパーティション等で仕切られた部屋が望ましい	P3, 21
	☐ 発熱や体調不良の方は、医療機関の受診等のための手順を医療関係者の協力体制を含めマニュアル化	P19
	☐ 短期間の避難所開設時に、避難者に発熱や体調不良者が発生した場合は、健康増進課へ連絡する ➤ 医療機関等への受診ができない場合は、専用スペースで待機	—
7	感染者が確認された場合	
	☐ 感染者が確認された場合に備え、保健所と連携の上、消毒方法やその範囲、その他避難者の移動先等を事前に検討	—
8	避難所の設営に係る役割分担	
	☐ 避難所の開設や運営に係る市職員、地域住民、施設管理者等の役割を確認	—
9	避難所運営マニュアルに沿った訓練の実施	
	☐ 本マニュアルに沿い、新型コロナウイルス感染症対策型の避難所運営訓練を、市避難所担当職員・施設管理者・地域住民で実施 ➤ 専用スペースと居住スペースの動線を分け、分離したレイアウトを作成	—

第2章 初動期の対応（発災後24時間）

新型コロナウイルス感染症対策としてすべきこと		可児市避難所運営マニュアル指針 参考ページ
1	居住スペース、専用スペースの設置	
	☐ 事前に定める避難所開設者（市職員、施設管理者等）は、早めに避難所を開設 ☐ 避難所開設時の人員は、3名以上配置することに努める （事前受付1名・総合受付1名・スペースの準備1名） ☐ 事前に検討したレイアウトを基に、ポール（2m程度の棒）や養生テープ等を使用し、居住スペースや専用スペースを設置 ➤ 避難者が入る前には、2m間隔を養生テープ等で示しておく ➤ トイレ、洗面所、洗濯場や携帯電話の充電場所等は、密集にならない運用が重要 ➤ 「専用スペース」には、パーテーション等を設置 ☐ 発熱や体調不良の方の完全分離 ➤ トイレや洗面所なども含め居住スペースと専用スペースの分離を確認 ➤ 居住スペースと専用スペースの動線は交わらないことを確認し、一方通行が望ましい ➤ 専用スペースには、家庭用の待機スペースも確保し、その場合は発熱等の方と別部屋にすることが望ましい ☐ パーテーションや間仕切りは、「専用スペース」での利用を優先するが、少しでも多くの方が避難できるよう、居住スペースにおいても積極的に活用	— — P3, 13 P3, 21 —
	事前受付の設置	
	☐ 避難者の健康状態を確認するため避難所建物エントランス近く、または屋外「事前受付」を設置 ➤ 避難所開設と同時に設置し運営 ➤ アルコール消毒液を設置し、場合に応じてテントを設営 ➤ 体育館に接する廊下を使用する等、各避難所に応じた対応 ➤ 避難者はマスク常用、手洗い（消毒）、2m間隔の確保を徹底 ☐ 発熱の有無や問診により体調不良を確認 ⇒ 避難者の持参した「健康状態チェックカード」を確認 ⇒ 未記入の避難者には「事前受付」で記入してもらうこと ➤ 非接触型の体温計を使用 ➤ 接触型の体温計を使用する場合、感染防止のため毎回消毒を実施 ➤ 検温するスタッフは、マスクに加え、手袋、フェイスガード等を装着 ☐ 「事前受付」での体調確認の結果により「専用スペース」又は「居住スペース」へ誘導 ➤ 避難者自らが移動できるよう、案内看板や養生テープ、案内図等により誘導 ➤ 発熱や体調不良の方は、災害対策本部と連携し、事前に検討した手順に従い医療機関（帰国者・接触者外来）等への搬送 ➤ 医療機関等へ搬送するまでの間、専用スペースで待機 ☐ 事前受付設営前に、避難者が居住スペースに入った場合は、改めて2m間隔の区割りを行うとともに、避難者の体温と体調を確認	— — — —

第3章 展開期以降の対応

新型コロナウイルス感染症対策としてすべきこと		可児市避難所運営マニュアル指針 参考ページ
1	運営の留意点 【予防】 ☐ 「事前受付」を継続し、避難所に人の出入りがある度に体温や体調を確認 ☐ 衛生環境について指導する衛生班を避難者(住民)の中から配置 ☐ 保健師や衛生班の巡回により、避難所内や車中泊等のすべての避難者の健康管理を徹底 ➢ 居住スペース以外の人と一緒に食事をとらないよう指導 ➢ 避難者の検温結果等により健康管理を徹底するとともに手指消毒の実施状況、マスクの常用状況を確認 ➢ 車中泊の避難者が増大することが予想されるため、エコノミークラス症候群等の予防として、十分な水分補給、定期的に体を動かすことや、カイロや弾性ストッキング等の血流を保つための備品や、足を高い位置に置ける台座、段ボールベッド等を使用するよう指導 ☐ トイレ、洗面所、洗濯場や携帯の充電場所等では待機中に、密集にならない運用が重要【様式 - 新型コロナウイルス感染症対策編 資料6】 ☐ 避難者の相談窓口を開設し「ストレス」等の心のケアを実施 ➢ 電話やSNS等の活用を検討 ☐ 避難者に体調チェック表を配布し、毎日の体調を確認(1日3回) 【様式 - 新型コロナウイルス感染症対策編 記入様式2】 ☐ 発熱や体調不良の方が発生した場合は、事前に検討した手順により直ちに保健師と連携し医療機関を受診 ☐ ポスターやチラシ、呼びかけにより避難者の感染症防止のための個人の留意点を周知【様式 - 新型コロナウイルス感染症対策編 資料7】 ➢ 前後左右2m程度の距離を確保 ➢ 手洗い、マスク常用(咳エチケット)、毎日の体温・体調を確認(ドアノブ等の共有部分に触れた後は特に手洗いを徹底) ➢ 避難所にいる方全員が検温を実施し、体調を確認 ➢ 飛沫感染を最小限にするため、家族以外の人と一緒に食事をとらない ☐ ポスター等により避難所の留意点を周知 ➢ アルコール消毒液を各入口やトイレ等に設置 ➢ 30分に1回以上、数分間程度、窓を全開にする定期的な換気の実施 ➢ 手すり、ドアノブ等人が接触する共有部分は1日最低1回消毒 ➢ トイレ、洗面所は、1日最低1回清掃及び消毒 ➢ 物品や食事等の配給時は、一度机に置くことによる接触感染を回避 ➢ ゴミは、避難者世帯ごとに管理し、密閉して廃棄 ➢ 寝るときは頭の位置を互い違いになるよう就寝 【感染者が確認された場合】 ☐ 事前に検討した内容を踏まえ、災害対策本部・保健所の指示に従い、各部屋の消毒やその他の避難者の移動等を実施 ➢ 保健所・医療機関との連絡体制の確保 【長期の避難所生活への対応】 ☐ 地域住民・ボランティアと協力して、長期的な避難所レイアウトを検討	— P37 P21, 37 — — — P21 — — —
	☐ 事前に検討した内容を踏まえ、災害対策本部・保健所の指示に従い、各部屋の消毒やその他の避難者の移動等を実施 ➢ 保健所・医療機関との連絡体制の確保 【長期の避難所生活への対応】 ☐ 地域住民・ボランティアと協力して、長期的な避難所レイアウトを検討	P3, 21 P32

新型コロナウイルス感染症対策としてすべきこと		可児市避難所 運営マニュアル指針 参考ページ
2	専用スペースにおける運営の留意点	
	□専用スペースは、個室が望ましいが、部屋を分けられないときはパーテーション等で仕切りを設置	—
	□発熱や体調不良の方の看護は、市保健師職員や保健所からの派遣職員など、できるだけ限られた方で実施	—
	□汚れたシーツ、衣服は、手袋とマスクをつけ、一般的な家庭用洗剤で洗濯し、完全に乾燥	—
	□ゴミは、避難者世帯ごとに管理し、密閉して廃棄（再掲） ➤マスクを外す際はゴムひもをつまんで外し、すぐにビニール袋に入れ、室外に出すときは密閉して捨てる（その後は直ちに石鹸で手を洗う）	—
	避難所運営スタッフの健康管理	
	□避難所運営にあたるスタッフは、定期的に各自の健康状態（発熱、咳、発疹、嘔吐、下痢など）を確認し、症状のある場合は避難所運営代表者へ速やかに報告し、健康状態に問題のないスタッフを交代する	—
	□交代できる人員が不足した場合は、災害対策本部へ応援を要請する	—

様 式

避難時はこの用紙を記入して持参してください

様式-避難2

避難者カード兼人数確認票

避難所名: _____

No. _____

①	入所年月日	年 月 日										
②	避難の状況	避難所・屋外テント・車中・在宅・帰宅困難者・その他 避難所以外の場合詳細をお書きください。										
③	住 所											
④	電話番号	【通常連絡先】 — — 【緊急連絡先】 — — (氏名: 関係:)										
⑤	家族	氏 名		性別	生年月日	年齢	安否確認	退所年月日	自宅の 種類	持家・集合住宅 賃貸アパート 施設入所 その他		
		(世帯代表者) ふりがな		男 女			死亡・ 行方不明			(		
		携帯電話 ふりがな		男 女			死亡・ 行方不明			(		
		携帯電話 ふりがな		男 女			死亡・ 行方不明			(		
		携帯電話 ふりがな		男 女			死亡・ 行方不明		家屋の 状況	居住の可否 (可・不可)		
		携帯電話 ふりがな		男 女			死亡・ 行方不明			全壊・半壊・一部損壊		
		携帯電話 ふりがな		男 女			死亡・ 行方不明			全焼・半焼		
		携帯電話 ふりがな		男 女			死亡・ 行方不明			床上浸水・床下浸水 断水・停電・ガス停止		
		携帯電話 ふりがな		男 女			死亡・ 行方不明		車	車種 ナンバー:		
		携帯電話 ふりがな		男 女			死亡・ 行方不明					
		携帯電話 ふりがな		男 女			死亡・ 行方不明		ペット	有(種類:) 無		
		携帯電話 ふりがな		男 女			死亡・ 行方不明					
		特記事項(ケガ、アレルギー、持病、通院、悩みなど) ※配慮してほしい事項があれば、ガムテープに書いて胸に貼り付けてください。【例】耳が聞こえにくい、日本語が話せない等 ☆配慮事項を書いたガムテープを見かけた時には皆さんで支えあいましょう。										
		⑥	他機関からの問合せに対する 公表の可否	可 ・ 不可								
⑦	転出先	住所 〒 電話番号										
⑧	収容状況	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

※このカードは入所時に記入し、担当者へお渡し下さい。

(注)「収容状況」欄には、その日の収容人員数を記載すること。

記入日：

健康状態チェックカード

当日の体調を記入し、避難所「事前受付」担当者へ渡してください。

氏名	受付時の体温： °C
----	------------

◆体調について

・発熱はありますか	はい・いいえ
・息苦しさがありますか	はい・いいえ
・味や匂いを感じられない状態ですか	はい・いいえ
・咳やたんがありますか	はい・いいえ
・全身倦怠感がありますか	はい・いいえ
・嘔吐や吐き気がありますか	はい・いいえ
・下痢が続いていますか	はい・いいえ

◆持病などについて

・基礎疾患/持病はありますか	はい・いいえ ⇒ ()
・ふだん常用している薬はありますか	はい・いいえ ⇒ ()
上記が「はい」の場合は、 かかりつけの病院名を書いてください	

◆肺炎球菌ワクチンの接種について

・肺炎球菌のワクチンを接種していますか	はい・いいえ・不明
---------------------	-----------

体調チェック表

ふりがな	※その他 記入事項						
氏名	あり・なし・不明						

	／	(月)	／	(火)	／	(水)	／	(木)	／	(金)	／	(土)	／	(日)
	朝	℃	朝	℃	朝	℃	朝	℃	朝	℃	朝	℃	朝	℃
	昼	℃	昼	℃	昼	℃	昼	℃	昼	℃	昼	℃	昼	℃
	夕	℃	夕	℃	夕	℃	夕	℃	夕	℃	夕	℃	夕	℃
体温														
一つでも該当あれば「はい」を選択														
★息が荒くなった（呼吸数が多くなった）														
★急に息苦しくなった														
★少し動くと息があがる														
★胸の痛みがある														
★横になれない・座らないと息ができない														
★肩で息をしている・ゼーゼーしている														
[息 苦 し さ]	はい・いいえ		はい・いいえ		はい・いいえ		はい・いいえ		はい・いいえ		はい・いいえ		はい・いいえ	
[味 覚 ・ 嗅 覚]	はい・いいえ		はい・いいえ		はい・いいえ		はい・いいえ		はい・いいえ		はい・いいえ		はい・いいえ	
[喀 痰 ・ 咳 嗽]	はい・いいえ		はい・いいえ		はい・いいえ		はい・いいえ		はい・いいえ		はい・いいえ		はい・いいえ	
[全 身 倦 怠 感]	はい・いいえ		はい・いいえ		はい・いいえ		はい・いいえ		はい・いいえ		はい・いいえ		はい・いいえ	
[嘔 気 ・ 嘔 吐]	はい・いいえ		はい・いいえ		はい・いいえ		はい・いいえ		はい・いいえ		はい・いいえ		はい・いいえ	
[下 痢]	はい・いいえ		はい・いいえ		はい・いいえ		はい・いいえ		はい・いいえ		はい・いいえ		はい・いいえ	
下痢が続いている（1日3回以上の下痢）														
その他の症状														
食事食べられない、 半日以上尿が出ていない、 鼻水・鼻づまり、のどの痛み、 結膜充血、頭痛、関節筋肉痛、 けいれん、その他の気になる症状														

資料

避難所における新型コロナウイルス感染症対策 平時の準備と早めの避難

避難所には多くの避難者が集まり、
感染症の発症リスクが高まります。

自分の身は自分で守る「自助」の
備えを行うとともに、早めの避難を心
がけましょう。

次の準備をしてください

- 1 災害時の自宅周辺の危険性を確認してください
- 2 親せきや友人宅、ホテル等、避難所以外の避難先
も検討してください
- 3 避難時に「マスク、石鹸、体温計等」を持参でき
るように、事前に準備してください
- 4 避難所での受付時には、健康状態のチェックに
ご協力ください
- 5 「裏面」の「**避難者カード**」を、自宅で事前に
記入し、避難所への避難時に持参してください

※様式は必要に応じてコピーして使用してください

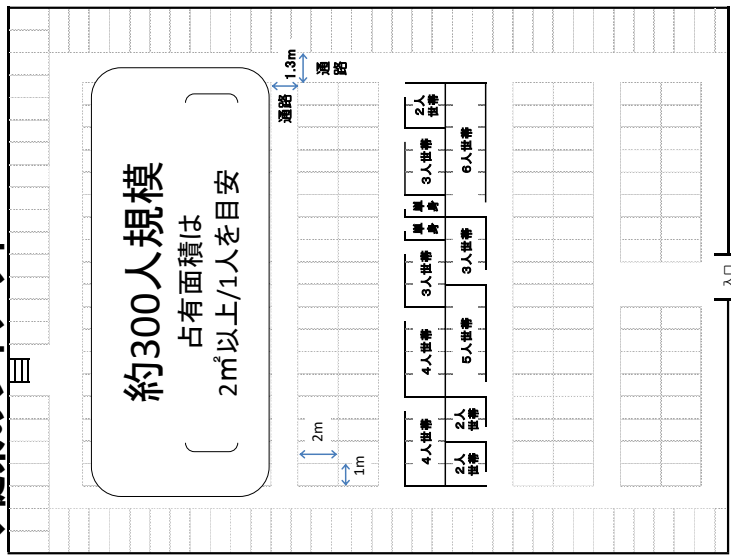
※連絡所窓口や市HP (<https://www.city.kani.lg.jp/15882.htm>) からも取得可能です

令和2年6月 可児市

問合先：防災安全課 防災係 0574-62-1111（内線3441/3442）

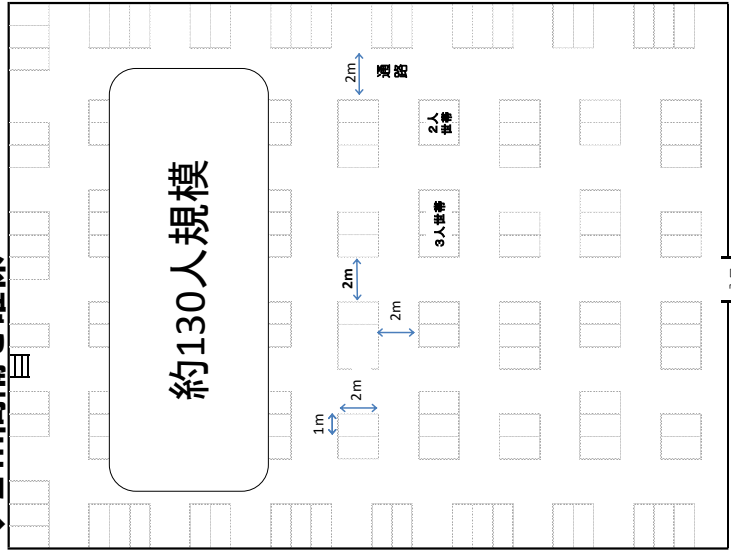
【避難所（体育館）スペースの比較】

◆従来のレイアウト



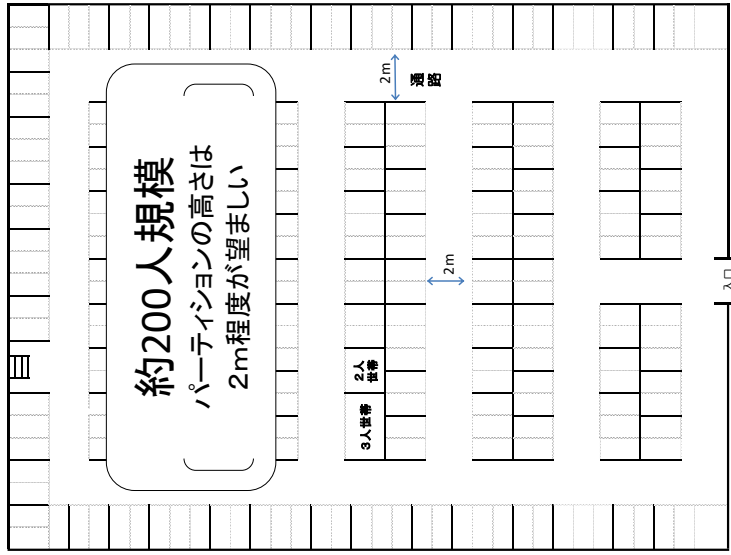
現行の岐阜県避難所運営ガイドライン記載のレイアウト

◆2m間隔を確保



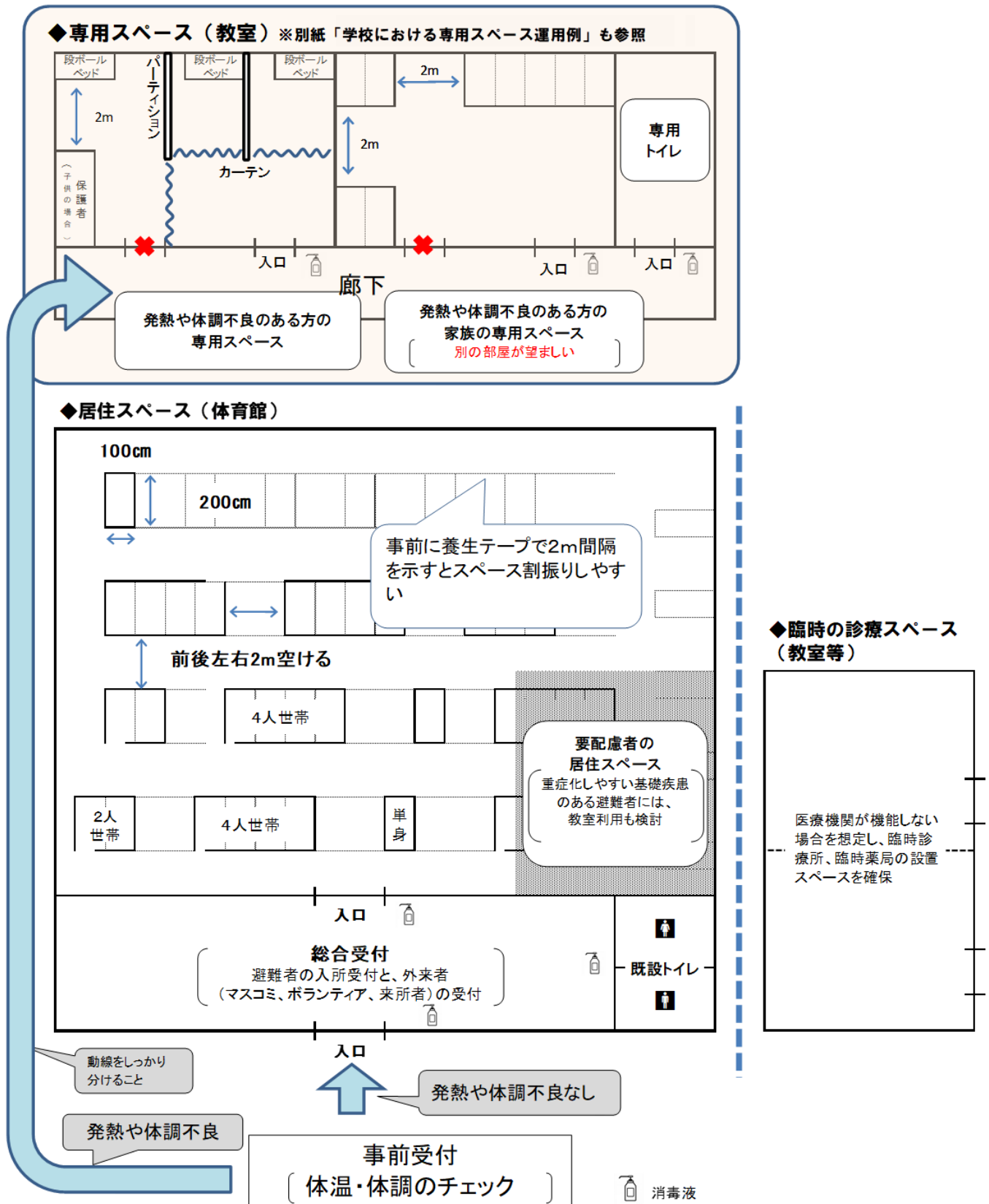
約170人分不足
(従来の約2.3倍スペースが必要)
⇒教室活用や、他の避難先の確保が必要

◆パーティションを活用



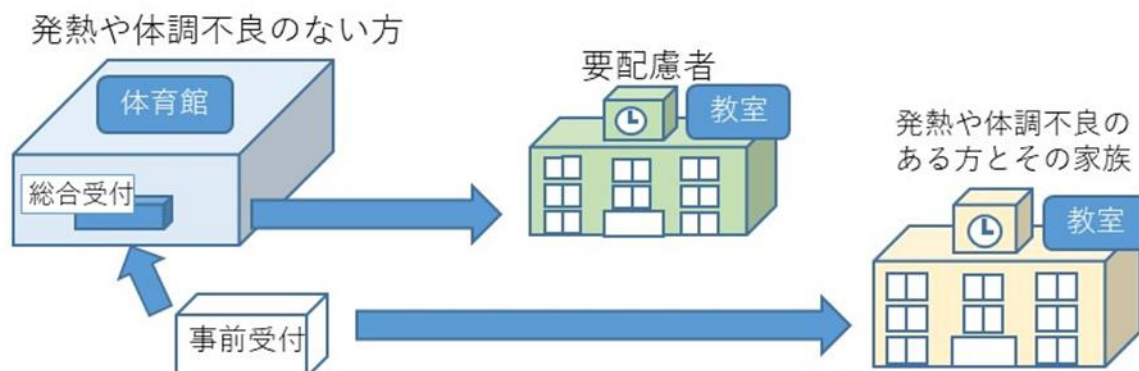
約100人分不足
(従来の約1.5倍スペースが必要)
⇒教室活用や、他の避難先の確保が必要

【避難所（体育館）のレイアウト（例）】

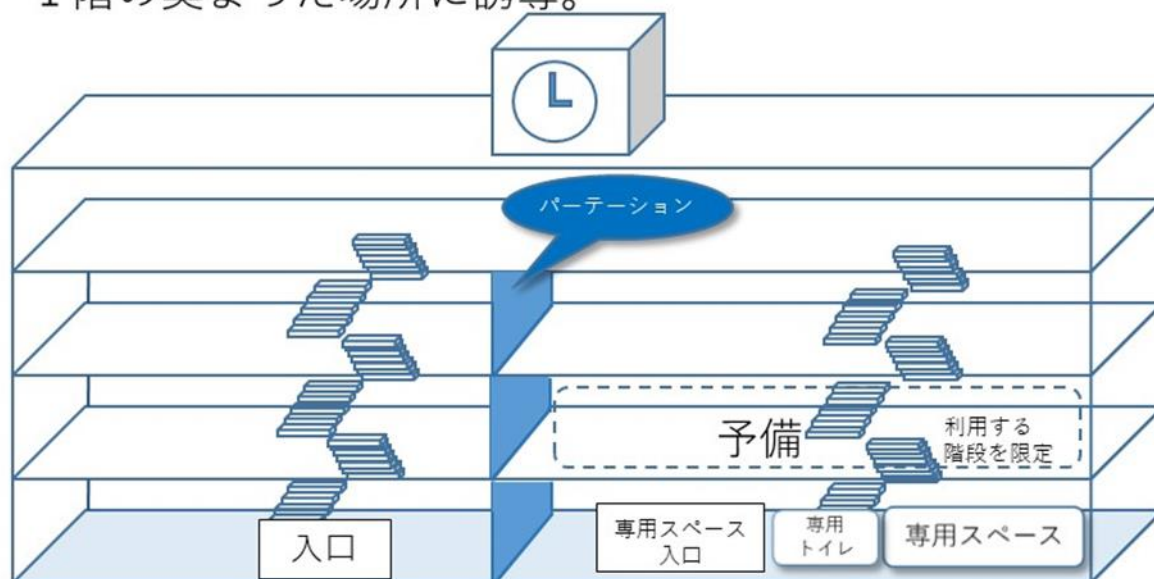


学校における専用スペース運用（例）

- ① 発熱や体調不良のある方の専用スペースは、別棟が望ましい。



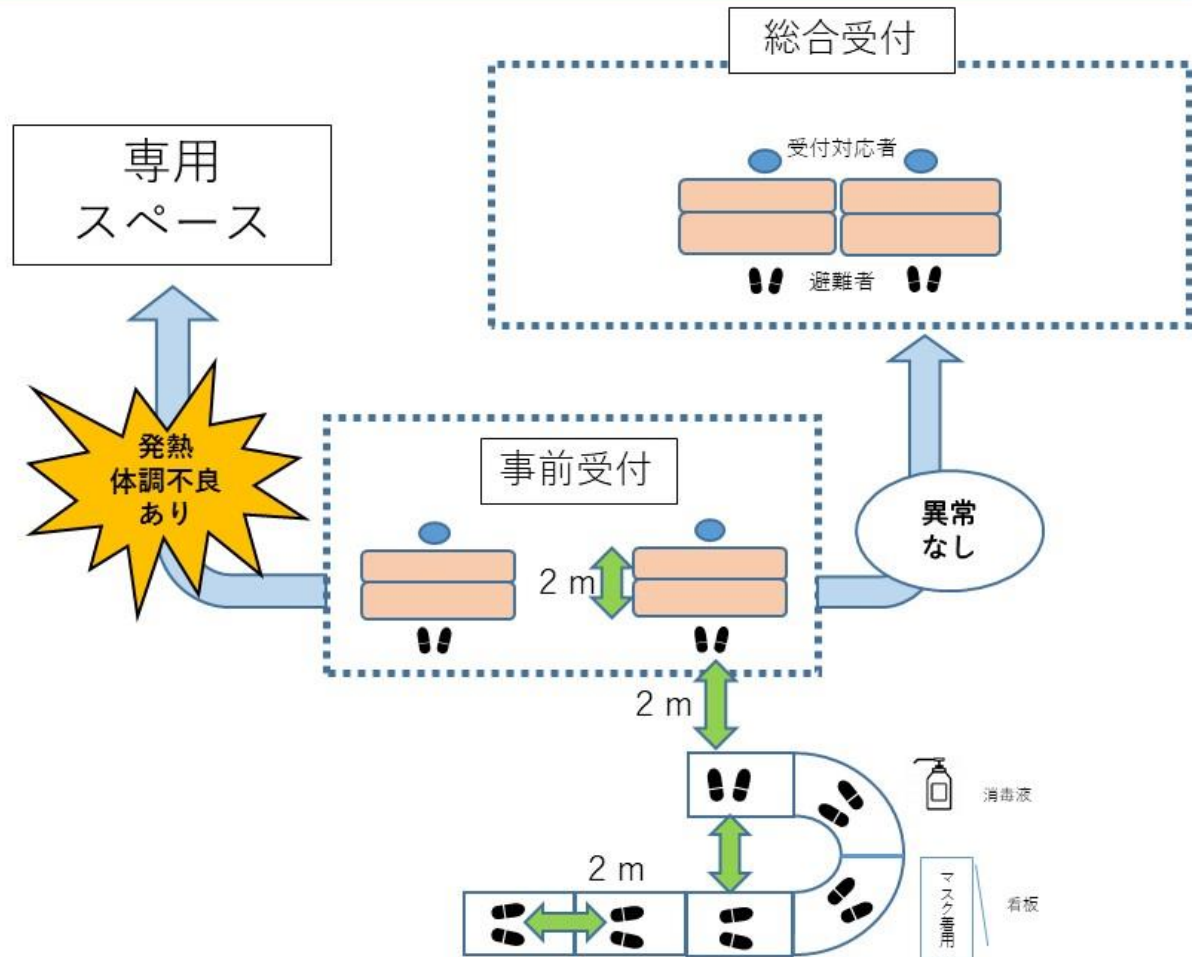
- ② 別棟にできない場合、発熱や体調不良のある方とその家族は、1階の奥まった場所に誘導。



留意点

- ・ 専用スペースは医療機関へ搬送するまでの一時的な場所
- ・ 発熱や体調不良のある方の専用スペースを設置し、ない方の居住スペース(トイレや洗面所、動線等も含む)と完全分離
- ・ 発熱や体調不良のある方の看護は、限られた方で実施
- ・ 使用済みマスク等の専用スペース内のゴミは、密閉して廃棄

事前受付のレイアウト（例）



事前受付で行うこと

【発熱や体調の確認（問診）】

- ☐ 体温計による体温の確認
- ☐ 息苦しさがあるか
- ☐ 味覚・嗅覚障害があるか（味や匂いを感じられない）
- ☐ 咳やたんがひどくなっているか
- ☐ 全身倦怠感があるか（起きているのがつらくないか）
- ☐ 嘔吐や吐き気が続いているか
- ☐ 下痢が続いているか（1日3回以上の下痢）

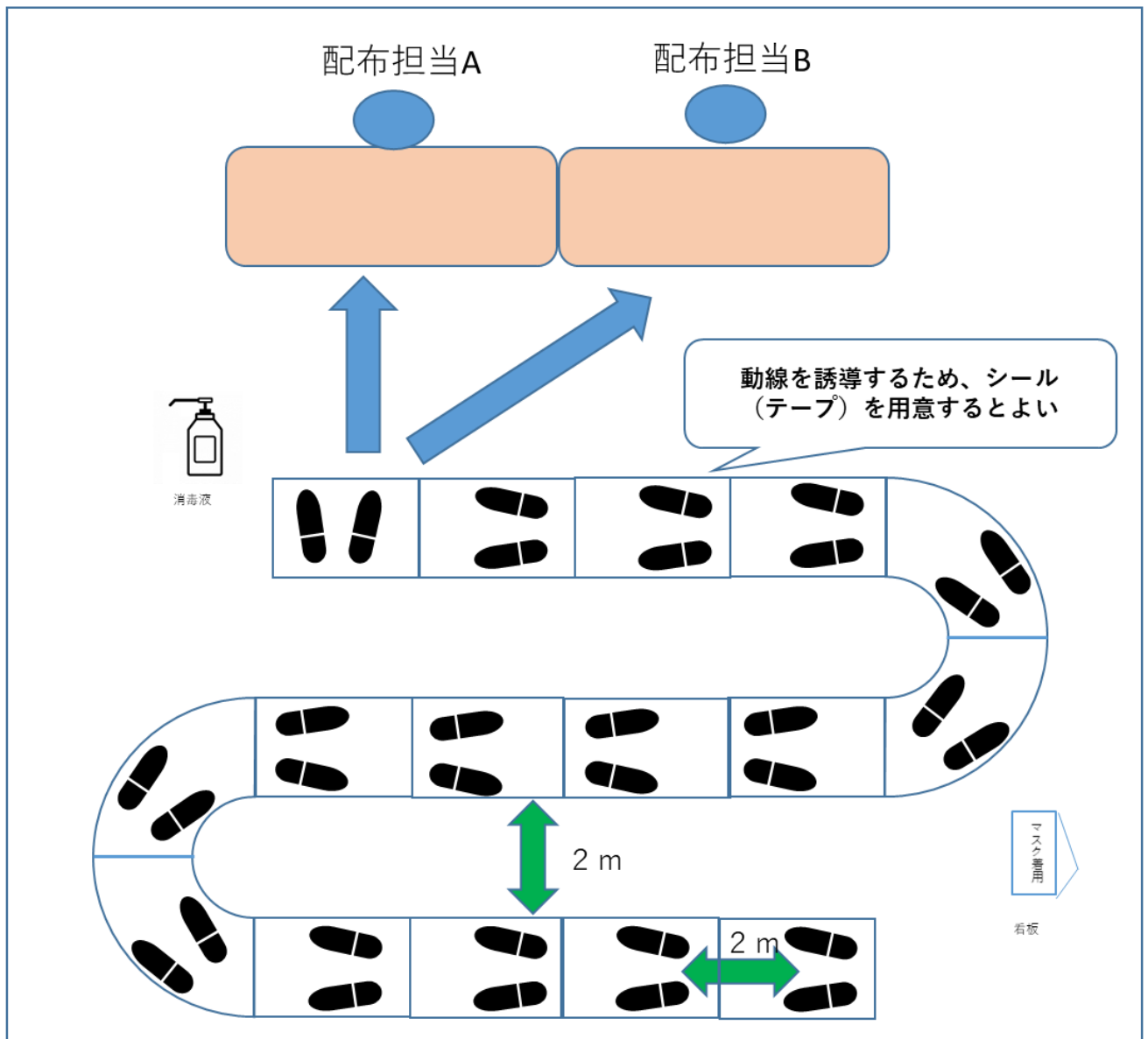
【発熱や体調不良がない場合】

- ☐ 総合受付の場所を示し誘導

【発熱や体調不良がある場合】

- ☐ 専用スペースの場所を示し誘導
- ☐ 災害対策本部と連携し、速やかに医療機関へ

物品支給のレイアウト（例）



配布担当が行うこと

- ☐ 手渡しを避けて配給（机に置き、受け取ってもらう等の工夫）
- ☐ 配給前後に机などを消毒
- ☐ マスク、手袋、エプロン等の着用
- ☐ エリア毎に案内を行うなど工夫し、密集することを緩和

新型コロナウイルス

感染症対策

へのご協力を
お願いします！

ほかの人にうつさないために

- ・ 隣の人とは、2メートル以上離れて過ごしましょう
- ・ 常にマスクを着用しましょう
- ・ ドアノブ等の共有部分に触れた後は、手洗い、消毒を徹底しましょう
- ・ 毎日、体温・体調チェックをしましょう
 - 朝、昼、夕3回実施
 - 発熱や体調が良くないときは、衛生班へ報告してください
- ・ 居住スペース以外で食事をとらないようにしましょう

避難所運営上の協力のお願い

- ・ 定期的に換気しましょう
 - 30分に1回以上、数分間、窓を全開
- ・ ドアノブ等の共有部分の消毒、トイレの清掃は毎日、こまめに実施しましょう
 - 共有部分は、家庭用塩素系漂白剤で拭いた後に水拭き
- ・ 物品や食事の提供時は、手渡しを避けましょう
- ・ ごみは各家族で、ごみ袋の口を縛って捨てましょう